

水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす

流域治水の自分事化検討会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、住民や民間企業等のあらゆる関係者が、流域治水の取組を持続的・効果的に進めるための普及施策について検討を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第3条 検討会の委員は、有識者とし、国土交通省水管理・国土保全局長が任命する。

（検討会）

第4条 検討会には、委員長を置くこととし、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、議長として検討会の議事を総括する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させて意見を聴く、または説明を求めることができる。
- 4 検討会は、原則として公開とする。
- 5 検討会の配布資料は、原則として国土交通省 WEB サイトで公開する。ただし、秘匿性のある情報については委員長の判断により非公開とすることができる。
- 6 検討会の議事要旨は、検討会の開催後速やかに事務局が作成し、委員長の確認を得た後に、国土交通省 WEB サイトで公開する。また、議事録についても検討会の開催後事務局が作成し、各委員の確認を得た後に、国土交通省 WEB サイトで公開する。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課及び河川環境課並びに治水課に置く。

- 2 事務局は、検討会の運営に関する事務を処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（附則）

この規約は、令和5年4月28日から施行する。